

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について (令和元年度決算)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度岩手町一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)に係る使途は、以下のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 95,458 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障経費等に要する経費(一般財源) 1,376,672 千円

(単位:千円)

事業名(区分)		決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	起債	その他	引上げ分の地方消費税収	その他
社会福祉	障害者福祉事業	572,967	251,333	144,027		4,041	24,040	149,526
	高齢者福祉事業	142,624		911	2,900	41,177	5,984	91,652
	児童福祉事業	594,434	165,448	58,216	24,600	39,753	24,940	281,477
	母子福祉事業	29,620		8,392	14,500	1,579	1,243	3,906
	小計	1,339,645	416,781	211,546	42,000	86,550	56,207	526,561
社会保険	社会保険事業	657,866	15,272	84,092		14,189	27,602	516,711
	小計	657,866	15,272	84,092		14,189	27,602	516,711
保健衛生	保健衛生事業	277,652	3,102	2,799	10,100	12,060	11,649	237,942
	小計	277,652	3,102	2,799	10,100	12,060	11,649	237,942
合計		2,275,163	435,155	298,437	52,100	112,799	95,458	1,281,214